

宮古市いじめ防止基本方針

宮古市教育委員会
平成26年3月策定
(平成30年3月改訂)
(令和6年3月改訂)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、宮古市教育委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「宮古市いじめ防止基本方針」（以下「宮古市基本方針」という。）を策定します。

この宮古市基本方針では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない社会の実現を方針の柱としています。

宮古市立各小中学校においては、宮古市基本方針が求める教育委員会の取組等、市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめ問題への対策のための組織」を設置するとともに、迅速かつ適切にいじめの問題等に対応します。

第1章 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な問題である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

3 「宮古市いじめ防止基本方針」策定の目的

宮古市基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめの防止等に向けた方針

【市教委として】

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見、早期対応、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うために、いじめに関する相談体制の充実や、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、解決に向けて対応するための必要な措置を講じる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

【学校として】

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの集団にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識する。そのうえで、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況把握に努める。

第2章 いじめの防止等のための施策

1 いじめ問題の対策のための連携

学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うために、学校、教育委員会、福祉課、児童相談所、宮古警察署等、関係機関との連携の強化を図る。その際、既存の「宮古市学校警察連絡協議会」を活用して、情報の共有やいじめ問題の対策等を協議する。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図る。

2 教育委員会の取組

- (1) いじめの防止・早期発見・早期対応に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動に対する支援や、児童生徒及び保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する調査等の必要な措置を講ずる。

エ 児童生徒及び保護者並びに当該学校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制の周知を徹底する。（相談電話「ひまわり」、教育相談員、カウンセラー体制の整備等）

オ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。（教職員への研修、生徒指導担当者、人権教育推進担当者、道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修等）

カ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察の助言を参考にしながら関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- ・教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援を行い、必要な措置を講ずることを指示する。
- ・教育委員会は、学校に対していじめ案件についての事実及び対応状況の記録を取るよう、学校に対して周知する。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するために必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

- ・教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずに実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめなどの課題を共有し、地域ぐるみで解決する体制づくりを推進する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 「学校いじめ防止基本方針」策定への考え方

各学校は、国の基本方針等を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、重大事態への対応、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。

2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃から児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することもできる。この際、いじめ問題の対応にあたっては、学校いじめ防止基本方針に則った対応がなされるよう留意する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、以下のことが考えられる。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・該当事案が「いじめ」に当たるか否かの判断
- ・いじめを認知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

以上のように学校は「いじめ防止対策委員会」を機能させることで、いじめの認知から対応までを組織的に行うよう留意する。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について検証を担う役割が期待される。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はすべての児童生徒を対象に、発達支持的生徒指導として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、課題未然防止教育として、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

未然防止に向けて、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」の視点からの魅力的な学校づくりを推進するとともに児童生徒理解の充実を図る。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や具体的な活動計画を盛り込む。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、課題早期発見対応として、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、警察の助言を参考にしながら状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通す。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。また、加害児童生徒に対しては、教育的配慮のもとに毅然とした態度で指導する。加害児童生徒に対しても事情や心情を聴取し行動の意味や背景を理解したうえで、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視

し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎない。いじめを認知し、対応を行い「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4章 重大事態への対処

1 学校または教育委員会による調査

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項により、いじめの重大事態の意味については、次のとおりとする。

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

(3) 調査主体及び調査組織

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

教育委員会は、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。重大事態の調査は、学校の設置者が主体となつて行う場合と学校が主体となつて行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、被害児童生徒や保護者の訴え等を踏まえて、調査の主体を決定する。

ア 学校が主体となつて調査を行う場合

各学校に設置している「いじめ防止対策委員会」を母体として、弁護士や学校医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該事案との関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えるなど、公平性・中立性の確保に努める。調査の報告は「いじめ防止対策委員会」を母体とした委員会が行う。

イ 教育委員会が主体となつて調査を行う場合

調査組織として、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、当該調査の公平性・中立性を確保する。調査の報告は第三者委員会が行う。

(4) 実施する調査の内容

当該重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれから行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、児童生徒及び保護者の意向を踏まえ可能な限り明確にする。その際、学校及び教育委員会は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(5) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の上、加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、被害児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

また、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

2 調査結果の報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等

その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適切な方法で説明する。

これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。

(2) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、市長に報告する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該事案との関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

また、市長は当該附属機関による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適切な方法で説明を行う。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったとき、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに配慮しながら、その結果を市議会に報告する。

第5章 その他の重要事項

- 1 市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 2 教育委員会は、宮古市立各小中学校における学校基本方針の策定状況を確認し、公表する。